

—公共測量— 作業規程の準則（平成23年改正版）  
正 誤 表

平成23年10月4日現在

		は今回の追加分	
ページ・条	行	正	誤
14 第37条 第2項第一号 ト	上から18行目	… <u>対回内</u> の観測方向数は、…	…1組の観測方向数は、…
16 第37条 第2項第二号 リ(1)	上から3行目	…求める <u>観測方法である。</u> …	…求める。…
18 第39条 第五号表中	機器及び測定方法欄 下から22行目	4級基準点測量の… <u>ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、器械高</u> の異なる片方向による2対回の…	4級基準点測量の… <u>ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、機械高</u> の異なる片方向による2対回の…
19 第41条 第4項第六号	上から18行目	…求めた <u>値を</u> 入力する。…	…求め入力する。…
20 第43条 第2項第一号	下から16行目	一 仮定三次元網平均計算の… <u>を用いるものとする。</u> イ 基線解析により求められた分散・共分散の値 ただし、すべての基線の解析手法、解析時間が…に限る。 ロ 水平及び高さの分散の固定値 <u>ただし、分散の固定値は、<math>d_N=(0.004m)^2</math> <math>d_E=(0.004m)^2</math> <math>d_U=(0.007m)^2</math> とする。</u>	一 仮定三次元網平均計算の… <u>を用いるものとする。</u> ただし、分散の固定値は、 $d_N=(0.004m)^2$ …とする。 イ 基線解析により求められた分散・共分散の値 ただし、すべての基線の解析手法、解析時間が…に限る。 ロ 水平及び高さの分散の固定値
25 第59条 第6項第二号 ロ 表中	タイトル	<u>データ取得間隔</u>	データ取得間隔数
28 第66条	下から2行目	1級水準測量及び… <u>許容範囲は、次表を標準とする。また、検測は、片道</u> 観測を原則とする。	1級水準測量及び… <u>許容範囲は、次表を標準とする。また、検測は、往復</u> 観測を原則とする。
44 第115条 第1項第一号	対空標識の形状	E型( <u>樹上</u> )	E型
123 2-6 GNSS測量機	性能欄 下から15行目 標題	観測 <u>方法</u>	観測方式
126 第4項 B:	下から10行目	…( <u><math>S_1^2</math>及び<math>S_2^2</math></u> )…	…(S12及びS22)…
142 付録4 標準様式 様式1-1-2	下段右 簡易網平均計算	各路線の <u>残差</u>	各路線の偏差
251 付録6 計算式集 2.10.3 子午線収差角 S	下から12行目	:2.9.5の <u><math>S_0</math>を求める式を用いて、<math>\phi_0</math></u> を新点…	:2.9.5の $\phi_0$ を新点…
251 3	下から10行目	3. <u>GNSS</u> 測量機…	3. GPS測量機を…
255 3.4.1	上から16行目 標題	3.4.1 <u>GNSS</u> 基線ベクトル	3.4.1 GPS基線ベクトル
256 3.4.2 観測方程式(2)	上から7行目	(注) <u>測量地域の</u> 微小回転を推定しない場合は、 $\xi$ 、 $\eta$ 、 $\alpha$ の項は除く。	(注) 鉛直線偏差及び鉛直軸の微小回転を推定しない場合は、 $\xi$ 、 $\eta$ 、 $\alpha$ の項は除く。